

施策分野1 暮らしの支援

＜現状と課題＞

福祉サービスに対するニーズの多様化に伴い、個々のケースに応じた支援や、ライフステージに応じた切れ目の無い支援が求められているほか、これからの地域福祉を担う人材の育成が求められています。医療的ケアを必要としている障害のある人や、重度の障害のある人、発達障害のある人、重複障害のある人など、様々な支援を必要とする人が地域で生活していくための体制や、障害のある人が高齢になっても地域で安心して暮らすことができるような体制を充実させる必要があります。

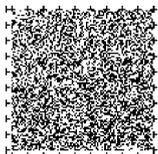
＜2016年度障害児者実態等調査から＞

希望する生活のためにあればいいこと

- ・ 高齢になっても安心して生活できること（障害児者調査 54.4%、障害児調査 31.3%、難病患者調査 47.2%）
- ・ 困ったときに相談できて教えてくれる場所（障害児者調査 36.3%、障害児調査 31.3%、難病患者調査 32.4%）

基本方針

基本方針1 障害のある人の自己決定、自己選択を尊重し、個々のニーズに対応した支援体制の整備と、サービス提供基盤の一層の充実を図ります。



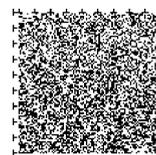
基本方針2 障がいのある人が地域で安心して暮らすことができるよう、関係機関、事業者、ボランティア等の地域の社会資源の活用により、ライフステージに応じた切れ目のない相談支援・サービス提供体制の充実を図ります。

基本施策

- 基本施策1 個々のニーズに対応した支援体制、サービス提供基盤の整備
- 基本施策2 施設入所者・精神科病院入院患者の地域生活への移行推進
- 基本施策3 福祉用具などの普及促進・利用支援
- 基本施策4 地域福祉を担う人材育成・確保

基本施策1 個々のニーズに対応した支援体制、サービス提供基盤の整備

- 障害者総合支援法及び児童福祉法に基づく障害福祉サービス等の円滑な提供に努めます。
- 個々のニーズに対応し、ライフステージに応じた切れ目のない支援ができるよう、相談支援体制や関係機関との連携の充実を図るほか、ボランティア等の地域資源を活用するなど、支援体制の充実に努めます。
- 重度の障がいのある人や医療的ケアを必要とする障がいのある人に対する支援の充実について検討を進めます。
- 発達障がいのある人に対して、個々の特性に応じた支援が適切に行われるよう、支援体制の充実に努めます。
- 難病患者に対して、関係機関と連携しながら、一日の中での病状の變化や、病状自体が進行するなどの難病等の特性やニーズに応じた障害福祉サービス等の提供に努めます。



○障がいのある人だけではなく、その家族に対しても、関係者との連携を図りながら、支援の充実に努めます。

○障がいのある人が高齢になっても地域で安心して生活できるよう、地域生活支援拠点等の整備など、必要な支援体制の充実に努めます。

！ 重点取組

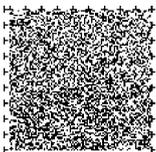
◆ 相談支援事業の充実

札幌市では、計画相談支援等を行う指定相談支援事業所の中から、「札幌市障がい者相談支援事業所」と「基幹相談支援センター」を運営する事業所を指定して委託実施しています。

「札幌市障がい者相談支援事業所」においては、専門研修を修了した相談員が、障がいのある人やその家族、関係機関等からの相談に応じます。また、地域支援員（⇒190ページ参照）を配置して、区役所をはじめとする地域の関係機関や福祉関係者との連携を図るほか、地域で生活する障がいのある人をピアサポーターとして配置し、当事者主体による活動を支援しています。

「基幹相談支援センター」においては、「札幌市障がい者相談支援事業所」に対する専門的な支援、計画相談支援や地域移行・地域定着支援の推進、ピアサポーター（⇒190ページ参照）の活動支援を行っています。

各相談支援事業所の連携や、行政・関係機関等の様々な分野との協力、役割分担の在り方について検討しながら、障がいのある人が地域で安心して生活することができるよう、相談支援事業所の充実に努めます（⇒137～138ページ参照）。



◆ 自立支援協議会の運営及び実効性のある取組の強化

各部会（地域部会、専門部会）を中心に、障がいのある人の個別のニーズから地域課題を抽出し、解決を図ることを目的として、情報の共有、研修の開催等を通じて、関係機関相互の連携体制の強化を図るとともに、地域の支援体制の整備について協議を行います。

また、地域課題の解決に向けた各プロジェクトチーム（⇒191ページ参照）や各部会などの組織体制により、施策への意見反映を行うなど、実行性のある取組を進めていきます。

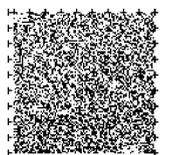
◆ 障害福祉サービスをはじめとした各種サービスの円滑な提供

障害者総合支援法及び児童福祉法に基づく障害福祉サービス等の提供基盤の充実を図るとともに、新たに設けられた自立生活援助や就労定着支援等のサービスについても、同様に円滑な提供に努めます。

また、障がいのある人に対する交通費助成、機能回復・機能訓練、特別障害者手当等の支給など、円滑なサービス提供に努めます（⇒117～150ページ参照）。

◆ 重度の障がいのある人や医療的ケアを必要とする障がいのある人に対する地域生活支援の充実

重度の障がいのある人や医療的ケアを必要とする障がいのある人が安心して日中活動等に参加しながら、充実した地域生活を送ることができるよう、支援を担う人材の育成も含め、サービス提供基盤の整備について検討します。



また、在宅で生活する重度の障がいのある人が地域住民等から
介助を受けた場合に必要となる費用を支給するパーソナルアシ
スタンス事業の実施など、重度の障がいのある人が地域で安心し
て暮らしていくことができるよう、個々の状況やニーズに対応し
たきめ細かな支援の提供に努めます。

◆障がいのある人の高齢化に対する支援の検討

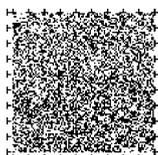
高齢化により心身の機能が低下した人が地域で安心して生活
できるよう、地域生活支援拠点等を整備するとともに、障害者総
合支援法や介護保険法のサービスを中心に、ボランティア等の
地域資源も活用するなど、支援体制の在り方について引き続き検
討し、支援の充実を図ります。

また、新たに設けられた共生型サービスの導入をはじめ、高齢
の障がいのある人の介護保険サービスの円滑な利用について検
討します。

さんこう
参考

共生型サービス

2018年(平成30年)度から、障害福祉サービス事業所等であれ
ば、介護保険サービス事業所の指定も受けやすくなる特例が設け
られます。



◆ はったつしょうがいしゃ し えんたいせいせいび じぎょう
発達障害者支援体制整備事業

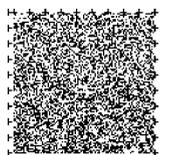
こべつ し えん ふ あ い る さ ぼ ー と ふ あ い る ペ ー
個別支援ファイル「サポートファイルさっぽろ(⇒191ペー
じさんしょう かつようそくしん し えんしゃ じんざいいくせい ペ あ れ ん と め ん た ー
ジ参照)」の活用促進、支援者の人材育成、ペアレントメンター
(⇒191 ペ ー じさんしょう と う かつよう か ぞく し えん ふ きゅうけいはつさし さく
せい はい ふ とりくみ はったつしょう ひと しゃかい じゅうぶんかつ
成・配布などの取組により、発達障がいのある人が社会で十分活
躍できるよう、支援体制を整備します。

はったつしょうがいしゃ ち い き し えん ま ね ー じ ゃ ー はい ち こ こ はったつ
また、発達障害者地域支援マネージャーを配置し、個々の発達
しょう ひと とくせい おう し えん てきせつ おこな ふくし
障がいのある人の特性に応じた支援が適切に行われるよう、福祉
さ ー び す じぎょうしよとう たい に じしやう ペ ー じさんしょう こうどう
サービス事業所等に対し、二次障がい(⇒191ページ参照)、行動
しょう ペ ー じさんしょう け ー す し えん こんなん じれい
障がい(⇒192ページ参照)があるケースなど支援が困難な事例
への専門的な助言、関係機関の連携調整などの支援を行います。

◆ せんもんきかん じゅうみんしゅたい そしき ほうかつてき むす つ し く けんとう しんき
専門機関や住民主体の組織を包括的に結び付ける仕組みの検討(新規)

ふくごうてき かだい せいど はざま かだい かいけつ はか かだい
複合的な課題や制度の狭間の課題の解決を図るためには、課題
かか せたい し えん えんかつ う い はたら
を抱える世帯が支援を円滑に受け入れられるような働きかけや、
かだい う と ぶんせき おこな かんれん せんもんきかん じゅうみんしゅたい
課題の受け止めや分析を行い、関連する専門機関や住民主体の
そしき きょうりよく え ちやうせい ちやうしんてき にな きかん き のう もと
組織の協力を得るための調整を中心的に担う機関(機能)が求め
られます。

げんざい ほんし さまざま そうだん し えんたいせい せいび こんご
現在、本市では様々な相談支援体制が整備されています。今後
じゅうじつ はか ふくごうてき かだい せいど はざま か
はそれらの充実を図るとともに、複合的な課題や制度の狭間の課
だい かか せたい ちいき う はっけん きそん
題を抱える世帯が地域で埋もれることなく発見され、また、既存
せんもんきかん じゅうみんしゅたい そしき ほうかつてき むす し く
の専門機関や住民主体の組織を包括的に結びつけるような仕組
けんとう
みを検討していきます。



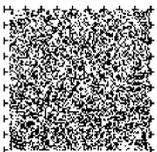
基本施策2 施設入所者・精神科病院入院患者の地域生活への移行推進

- 障がいのある人が地域で安心して暮らすことができるよう、相談支援体制をはじめ、障害福祉サービス等の提供基盤の充実を図ります。
- 地域移行・地域定着に向けた支援体制の充実を図るほか、地域における住まいの場の充実を図ります。
- 精神障がいのある人が、地域の一員として自分らしい暮らしをすることができるよう、医療、福祉、介護、地域の助け合いなどが包括的に確保された、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築を目指します。

重点取組

- ◆地域移行支援・地域定着支援
入所施設や精神科病院への訪問による相談、障害福祉サービス事業所等への同行支援、住居を確保するための入居支援、連絡体制や緊急対応など、地域移行・地域定着に向けた取組を推進します(⇒127ページ参照)。

- ◆自立生活援助(新規)
入所施設やグループホームなどを利用して一人暮らしを希望する障がいのある人に対して、定期的な巡回訪問のほか、相談や助言等を行う新たな障害福祉サービス等についても、他のサービスと同様に円滑な提供に努めます(⇒125ページ参照)。



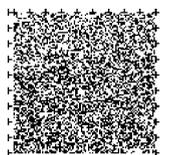
◆グループホーム等の整備推進（再掲）
⇒47ページ参照

◆入所施設等との情報共有・連携

施設入所者の意向等を尊重した地域移行の推進を図るため、入所施設の施設長等と課題や先駆的事例等に係る情報・意見交換会を行うことで、関係機関相互に地域移行に関する知識を高めめます。

◆精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム構築のための関係機関による協議の場の設置（新規）

精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築を目指し、自立支援協議会精神障がい者地域移行推進プロジェクトチームにおける議論経過も踏まえ、医療、福祉、介護等関係者による協議の場を設置し、検討を進めます（⇒110ページ参照）。



基本施策3 福祉用具などの普及促進・利用支援

○補装具・日常生活用具などの福祉用具の普及と、適切な支給に努めます。

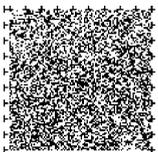
！ 重点取組

◆補装具費の支給、日常生活用具の給付

障害者総合支援法に基づき、身体に障がいのある人の身体機能を補完または代替し、職業その他日常生活の能率向上を図るため、補装具・日常生活用具を適切に支給します(⇒140ページ参照)。

◆福祉用具の普及(展示など)

身体に障がいのある人が用いる補装具、日常生活用具、福祉用具の常設展示コーナーを身体障害者更生相談所等に設け、福祉用具に関する各種相談に応じるなど、普及に努めます。

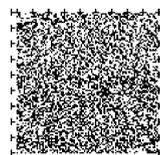


基本施策 4 地域福祉を担う人材育成・確保

- 各種研修の実施やボランティア活動に対する支援などを通じて、地域福祉活動を担う人材の育成に努めます。

重点取組

- ◆障がい福祉人材確保・定着サポート事業の実施
福祉・介護サービスの分野が人手不足にある状況を考慮し、事業所の安定的運営を確保するため、施設管理者等への研修を実施するなど、障害福祉サービス事業所等に対し支援を実施します。
- ◆福祉サービス提供事業者等に対する研修の実施
福祉サービス提供事業者等を対象に、サービス提供に係る技術的な支援や質の向上を図ることを目的とした研修を実施します。
- ◆未来へつなぐ笑顔のまちづくり活動推進事業
区や地域の特性を活かした元気で魅力あふれる地域づくりの推進を目的として、区の創意工夫や裁量によって、障がいのある人をはじめ、市民が主体的に行う地域課題解決に向けた取組に対する支援を行います。



施策分野2 保健・医療の推進

<現状と課題>

障がいのある人が身近な地域で安心して適切な医療を受けることができるよう、医療体制の充実や、障がいについての理解を、医療機関に対して一層求める必要があります。

特に、子どもが健やかに育つよう、障がいの原因となる疾病や障がいの早期発見が図られる体制や、きめ細かな相談を受けられる体制の整備が必要です。

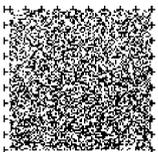
また、精神障がいのある人が安心して地域生活を送ることができるよう、精神科医療における救急医療体制の整備を図る必要があります。なお、精神障がいのある人に対する医療費については、その負担軽減を求める声が寄せられています。

あわせて、難病患者についても、「難病の患者に対する医療等に関する法律（難病法）」に基づき、地域で安心して療養しながら暮らし続けることができるよう、医療との連携を基本に、福祉サービスの充実を図っていく必要があります。

基本方針

基本方針1 健康づくりや各種検査に関する普及・啓発を推進し、障がいの原因となる疾病の予防や、障がいの早期発見に努め、適切な支援につなげます。

基本方針2 難病患者を含む障がいのある人に対する保健・医療サービスの充実を図り、地域生活を支援します。



基本施策

- 基本施策1 障がいの原因となる疾病の予防対策や、障がいの早期発見の推進
- 基本施策2 障がいに対する適切な保健・医療サービスの充実
- 基本施策3 精神保健・医療の充実
- 基本施策4 難病に関する保健・医療施策の推進

基本施策1 障がいの原因となる疾病の予防対策や、障がいの早期発見の推進

○保健・医療・福祉の連携により、障がいの原因となる疾病の予防や、障がいの早期発見など、適切な支援を提供します。

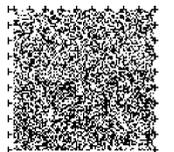
重点取組

◆妊婦支援相談事業

妊娠届出書を提出した全妊婦を対象として、障がいの原因となる疾病の予防及び出産後の児童虐待予防のために、母子健康手帳交付時に妊婦と面接し、リスクアセスメント（危機評価）を実施することで、ハイリスク妊婦（⇒192ページ参照）を早期に把握し、安心・安全な妊娠、出産のための継続的な支援を行います。

◆母子関連マススクリーニング検査

新生児や乳児を対象にした、障がいの原因となる疾病を早期に発見し発症を未然に防止するためのマススクリーニング検査（集団検査）や、妊婦を対象にした甲状腺機能検査を行い、早期治療に結びつけます。また、医療機関、関連大学医学部、保健



所・保健センター及び衛生研究所において、母子保健情報を共有した上で、緊密な連携を図り、迅速かつ適切な患者の診断・治療に結びつけていきます。

◆ 乳幼児健康診査

4か月児、10か月児（再来）、1歳6か月児、3歳児、5歳児の子どもに対して健康診査を実施することにより、運動機能、視聴覚等の障がい、精神発達の遅れ等を早期に発見し、早期治療・早期療育に結び付け、心身障がいの進行を未然に防止するとともに、育児に関する指導を行い、乳幼児の健康の保持及び増進を図ります。

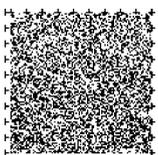
基本施策2 障がいに対する適切な保健・医療サービスの充実

- 心身の障がいの軽減を図る医療や、医療費負担の軽減を目的とする各種給付事業を引き続き行い、障がいのある人に対する医療の充実を図ります。
- 精神障がいのある人や、医療的ケアを必要とする重度の障がいのある人及び医療的ケアを必要とする障がいのある子ども等に対する保健・医療・福祉の連携体制の充実を図ります。

! 重点取組

◆ 自立支援医療費の支給

障がいのある人に対し、その心身の障がいの軽減を図り、自立した日常生活を営むために必要な医療について、自立支援医療費の支給を行います。



また、自立支援医療に係る適正な費用負担の在り方について、
障がいのある人の医療費の負担軽減が図られるよう、国に対する
働きかけを行います。

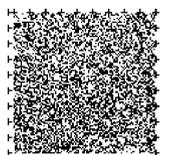
◆ 重度心身障がい者医療費助成

重度心身障がいのある人に対して医療費の一部を助成するこ
とで、重度心身障がいのある人の保健の向上に寄与するとともに、
福祉の増進を図ります。

◆ 重度の障がいのある人や医療的ケアが必要な障がいのある人に
対する地域生活支援の充実の検討（再掲）
⇒65～66ページ参照

◆ さっぽろ医療計画2018の推進

市民が生涯を通して健康で安心して暮らせる社会の実現に向
けた医療・保健システムの確立を基本理念とする「さっぽろ医療
計画2018」に基づき、在宅医療体制の強化や医療に関する適切な
情報提供を行うなど、基本理念の実現に向けた施策の推進に取り
組みます。



基本施策3 精神保健・医療の充実

- 通院による精神科医療に係る自立支援医療費の支給を行い、精神に障がいのある人に対する医療の安定的提供に努めます。
- 精神科医療における救急医療体制の充実を図ります。
- 精神に障がいのある人やその家族に対する相談支援体制の充実を図ります。
- 児童精神科医療を中心とした関係機関のネットワークを構築・運用し、心の悩みを抱える子どもや、発達障がいのある子どもの支援体制の充実を図ります。

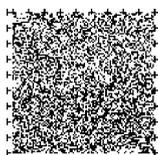
！ 重点取組

◆精神科救急情報センター運営

精神障がいのある人やその家族から、電話により精神科受診に係る相談を受け、かかりつけ精神科病院又は精神科当番病院の紹介などを行います。また、精神科救急の円滑な推進のため、警察・消防・医療機関等の関係機関との調整を図ります。

◆ほっとけない・こころ推進事業（自殺総合対策事業）

札幌市において年間400人を超える自殺死亡者を減らすため、面談や電話による相談支援、市民一人ひとりが「ゲートキーパー（⇒192ページ参照）」になることを目指した人材養成等の各事業を行います。



◆^{せいしん か きゅうきゅう いりょうたいせい あんていてきていきょう}精神科救急医療体制の安定的提供

^{きんきゅうてき せいしん か いりょう ひつよう しみん じんそく てきせつ いりょう}
緊急的に精神科医療を必要とする市民が、迅速かつ適切な医療
^{う や かん きゅうじつ にち とう}
を受けることができるよう、夜間や休日における1日あたりの当
^{ばんびょういん こうしょうすう かく ほ せいしん か きゅうきゅう いりょうたいせい あんていてき}
番病院の空床数を確保するなど、精神科救急医療体制の安定的な
^{い じ ていきょう つと}
維持と提供に努めます。

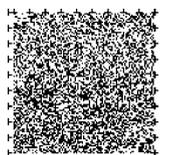
◆^{こ こころ しんりょうねっ とわーく じぎょう すいしん}さっぽろ子どもの心の診療ネットワーク事業の推進

^{がっこう いっばん しょうに か かんけいきかん しみん いらい う}
学校、一般の小児科などの関係機関や市民からの依頼を受け、
^{てきせつ いりょうき かんどう あんない こんしえ り じゅ}
より適切な医療機関等を案内（コンシェルジュ）します（さっぽろ
^{こ こころ こんしえ り じゅ じぎょう}
子どものこころのコンシェルジュ事業）。

^{ほっかいどうだいがく きょうどう かんけいきかん れんけいたいせい ぜんたい}
また、北海道大学と共同で、関係機関の連携体制について全体
^{かんり おこな けんしゅうかい じっし こ こころ しんりょう}
管理を行うとともに、研修会を実施するなど、子どもの心の診療
^{い がくてき しえん じんざいいくせい おこな}
にかかる医学的支援・人材育成を行います（さっぽろ子どものこ
^{れんけいちーむ じぎょう}
ころの連携チーム事業）。

◆^{こ こころ せんもんい いくせい}子どもの心の専門医の育成

^{こ こころ せんもんい いくせい ほっかいどうだいがく きふ おこな}
子どもの心の専門医を育成するために、北海道大学に寄附を行
^{せんもんてき ちしき けいけん ゆう いし たんとうきょういん けん}
います。専門的な知識・経験を有する医師が担当教員となり、研
^{じゅうい たい こうぎ けんきゅう おこな}
修医などに対し、講義や研究を行います。

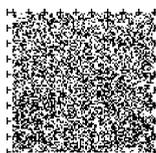


基本施策4 難病に関する保健・医療施策の推進

- 難病患者が、医療サービスを受けながら、地域で安心して生活をしていけるよう、医療費負担の軽減等を図るとともに、家族も含めた相談支援体制の充実を図ります。
- 難病に係る知識等について、患者本人や家族だけでなく、広く市民へ周知を図ります。
- 難病患者が、必要な障害福祉サービス等を利用できるよう、関係機関と連携しながら、制度周知を図ります。

重点取組

- ◆特定医療費（指定難病）医療費助成
難病患者に対する良質かつ適切な医療の確保や療養生活の質の維持向上を図るため、指定難病に関する医療費の一部を助成します。
- ◆難病相談支援センター事業
難病患者やその家族等からの相談に応じ、必要な情報の提供や助言、地域交流活動の推進、当事者主体の活動の支援等を行う難病相談支援センターを設置します。
- ◆在宅人工呼吸器使用患者支援事業
在宅で人工呼吸器を使用している難病患者が必要とする看護について、診療報酬で定められた回数とは別に訪問看護を実施することにより、在宅療養を支援するとともに、適切な医療の確保を図ります。



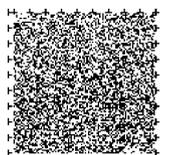
◆札幌市難病患者等地域支援対策推進事業（一部新規）

難病患者やその家族等の療養上の不安解消を図り、適切な在宅療養支援を行えるよう、保健センター職員による面接・訪問相談や、難病に関する専門の医師、理学療法士等による相談事業を実施します。

また、2018年（平成30年）度中に、難病患者の支援体制の整備等について、関係機関による協議を行う難病対策地域協議会を設置します。

◆難病患者等地域啓発事業

研修会の開催や普及啓発等を行うことにより、難病患者やその家族等の難病に関する知識や技術の習得を支援し、地域における難病患者の療養生活環境を整備します。



＜現状と課題＞

支援を必要とする子どもや、子育てに不安を抱える親の心情に寄り添いながら、多様化するニーズを踏まえ、関係機関の連携の下、個々の子どもの状態やライフステージに応じた切れ目のない支援に取り組む必要があります。

更に重度・重複障がいのある子どもや、医療的ケアを必要とする子どもを含む障がいのある子どもが、幼稚園、保育所、児童会館などにおいても必要な支援を受けながら、障がいのない子どもとともに過ごせるような体制づくりに努める必要があります。

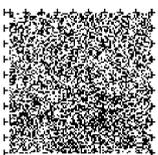
また、障がいのある子どもが、住み慣れた地域や学校で、一人ひとりのニーズに応じた適切な支援が受けられ、孤立することなく、社会の一員として、包み支え合う環境づくりを進める必要があります。

なお、障がいのある子ども本人に対する支援のほか、親に対する精神的なフォローを行うなど、療育面での相談支援体制を充実させることが必要との意見が寄せられております。

＜2016年度障がい児者実態等調査から＞

今後の教育や療育について力をいれるべきこと

- ・ 障がいに応じた教育内容の充実（障がい児調査 42.3%）
- ・ 義務教育終了後の進路（就職先）の確保（障がい児調査 41.8%）
- ・ 通常の学級、保育所、幼稚園での受入の充実（障がい児調査 30.5%）



基本方針

基本方針 1 母子保健、療育、保育、教育、福祉、医療、就労等の関係機関の連携の下、乳幼児期から成人期までの切れ目のない支援体制の充実を図ります。

基本方針 2 障がいのある子どもが、その障がいの状況に応じた適切な支援を受けながら、社会から孤立することなく、社会の一員として包み支え合い、障がいのない子どもとともに、住み慣れた地域で安心して成長していける環境づくりを推進します。

基本施策

基本施策 1 ライフステージに応じた支援体制の充実

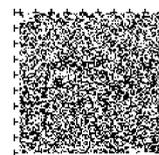
基本施策 2 療育の充実

基本施策 3 学校教育の充実

基本施策 4 成人期への移行支援

基本施策 1 ライフステージに応じた支援体制の充実

○療育や教育について、家庭が抱える多様なニーズに対応するため、関係機関が相互に連携しながら、ライフステージに応じた支援体制の充実を図ります。



- 医療的ケアを必要とする障がいのある子どもへの支援を含め、多様化する障がいのある子どもや保護者のニーズへの対応方法など、札幌市における障がいのある子どもへの支援体制の在り方について検討します。

！ 重点取組

◆ 幼児教育相談

発達に心配のある幼児や子育てに関して、幼児教育センターにおける相談のほか、各区の市立幼稚園・市立認定こども園を会場とした「地域教育相談」を実施します。

◆ 児童福祉相談・支援体制の強化

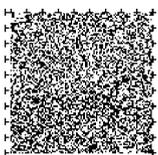
2018年（平成29年）4月に策定した「第2次札幌市児童相談体制強化プラン」に基づき、専門性の強化や、相談機関の適切な役割分担と連携体制の構築などを行うことで、児童福祉相談・支援体制を強化していきます。

◆ 子どもの権利救済機関の運営

いじめや差別などの深刻な権利侵害だけでなく、子どもに関わる様々な悩みについて相談を受けるとともに、救済の申立て等に基づき、公的第三者の立場で、関係機関への事実確認の調査や関係者間の調整等を行います。

◆ 障がい児地域支援マネジメント事業（新規）

児童発達支援センターに障がい児地域支援マネージャーを配



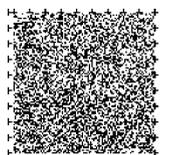
ち りょういく かん じょうほうはっしん しょう じつうしょ し えん じ ぎょうしょ し
置し、療育に関する情報発信や、障がい児通所支援事業所への支
えん じょげん かんけい き かん し えんちやうせい おこな じ どうはったつ し えん せん
援・助言、関係機関の支援調整を行うことで、児童発達支援セン
た ー き のうきやう か じゅうじつ はか
ターの機能強化、充実を図ります。

- ◆ いりやうてきけ あ ひつよう しょう こ どう し えんたいせい けんどう しんき
医療的ケアを必要とする障がいのある子ども等への支援体制の検討（新規）
いりやうてきけ あ ひつよう しょう こ どう し えん おこな
医療的ケアを必要とする障がいのある子ども等の支援を行う
し えんいん ほ ごしゃ そうだん う そうだんいん ふ けんしゅう
支援員や、保護者からの相談を受ける相談員を増やすための研修
じっし けんどう
の実施を検討します。

そのほか、医療的ケアを必要とする障がいのある子どもへの支
えん あ かた いりやう ほけん ほいく きやういく ふくし かんけいしゃ きやう
援の在り方について、医療、保健、保育、教育、福祉関係者による協
ぎ ば ぎろん ふ ひ つづ けんどう
議の場における議論も踏まえながら、引き続き、検討していきます。

きほんし さく りょういく じゅうじつ 基本施策 2 療育の充実

- こ こそだ し えんほう もと し さく ほ し ほけんし さく た こ
子ども・子育て支援法に基づく施策や母子保健施策など、他の子
かんれん し さく れんけい しょう じ し えんたいせい せいび はか
ども関連施策との連携により、障がい児支援体制の整備を図りま
す。
- じ どうふくし ほう もと しょうがい じ つうしょ し えん さ ー び す えんかつ ていきやう しつ
児童福祉法に基づく障害児通所支援サービスの円滑な提供と質
かく ほ つと
の確保に努めます。
- じ どうはったつ し えん せん た ー ちいき ちゅうかくてき し えん し せつ い ち づ
児童発達支援センターを地域における中核的支援施設と位置付
け、児童発達支援事業所、札幌市子ども発達支援総合センター（ち
じ どうはったつ し えん じ ぎょうしょ さっぽろ し こ はったつ し えんそうごう せん た ー
くたく）、札幌市自閉症・発達障がい支援センター（おがる）、札
さっぽろ し じ どうそうだんじやとう れんけい じゅうそうてき し えん すいしん
幌市児童相談所等との連携による 重層的な支援を推進します。
- しょうがい じ にゅうしょ し せつ ぎゃくたい う しょう じ たいおう ふく
障害児入所施設において、虐待を受けた障がい児への対応を含め、
さまざま に ー ず たいおう はか
様々なニーズへの対応を図ります。





重点取組

◆療育支援の充実（療育支援事業、先天性障がい児早期療育事業）

乳幼児健康診査等を通じて、発達に心配のある子どもを対象に、子どもの状態に応じた療育を実施すると同時に、保護者の複雑で不安な気持ちを受け止め、障がいの気づきができるように働きかけ、個々の子どもに合った進路を共に考え、必要な情報を提供します。

また、先天性障がいのある乳幼児についても、保護者の不安な気持ちを受け止め、子どもの心身の発達を促すとともに、育児全般に必要な情報の提供を行います。

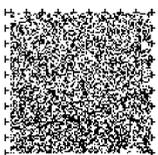
◆障害児通所支援サービスの円滑な提供及び質の確保

児童福祉法に基づき、身近な地域における通所を支援する「児童発達支援」、放課後等の居場所づくりを促進する「放課後等デイサービス」、保育所等の安定した利用を促進するための「保育所等訪問支援」を円滑に提供します。

また、国が策定した「放課後等デイサービスガイドライン」や「児童発達支援ガイドライン」の活用を促進するなど、各事業所の質の確保及び向上に努めます。

◆札幌市子ども発達支援総合センター（ちくたく）の機能の充実

医療・福祉の両面から、子どもや家族に対する総合的かつ適切な支援を提供することを目的に、子ども発達支援総合センターを開設しました。



このセンターは、児童精神科や肢体不自由児などを対象にした小児科・整形外科などを持つ医療部門に加え、児童心理治療センターや自閉症児支援センターの入所部門、就学前の子どものための通所部門（医療型及び福祉型児童発達支援センター）があり、それぞれの部門が連携・協働しながら支援をしています。

また、子どもに対する総合的な支援とともに、札幌市全体の子どもの支援体制の向上に向け、関係機関との連携や人材育成など、地域に対する支援を強化していきます。

◆児童発達支援センターの機能充実

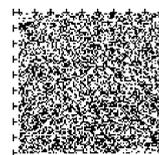
児童福祉法に基づき、主に未就学の障がいのある子どもに対する身近な療育の場として機能訓練や療育指導などを行うとともに、地域の障がいのある子どもや保護者に対して支援を行います。

また、地域における中核的支援施設として、児童発達支援事業所等との連携による療育機能の質の向上を図ります。

また、公立の児童発達支援センターについては、更なる機能の充実を目指し、その将来的な在り方に関して、利用者や、外部有識者の意見を踏まえ、検討します。

◆私立幼稚園等における特別支援教育の推進

私立幼稚園等で特別な教育的支援を必要とする幼児の円滑な受け入れを促進するため、幼児教育支援員が私立幼稚園等を訪問し、個別の指導計画の作成支援や教員相談、特別支援担当者向け研修会を実施するなどして、特別支援教育の充実を図ります。



◆ 障がい児保育の実施と障がい児保育巡回指導

保育が必要な心身に障がいのある子どもを、障がいのない子どもとともに集団保育することにより、成長発達を促進するとともに、児童福祉の増進を図ります。実施保育所においては、障がい児保育の充実を図るため、臨床発達心理士など専門員による巡回指導を行い、必要に応じて保育者または保護者に対して指導、助言を行います。

◆ 放課後児童クラブにおける障がい児の受入れ

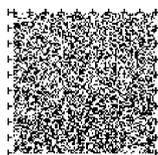
障がいのある子どもの健全育成及び保護者に対する支援として、障がいのある子どもを受け入れている館に指導員を加配できるようにするなど、子どもの障がいに応じた配慮をしながら、障がいのない子どもと同じように児童会館及びミニ児童会館を利用できる環境づくりを進めます。

また、民間児童育成会についても、保護者が就労している障がいのある子ども等を登録している場合は助成金を加算するなど、各会における受入れの促進を図ります。

基本施策3 学校教育の充実

○ 特別な教育的支援を必要とする児童生徒が地域の学校で学べるよう、教育環境の整備を推進します。

○ 教育と福祉施策の連携により、就学時及び卒業時における支援体制の円滑な移行、幼稚園・学校と障害児通所支援事業所等の連携を図ります。



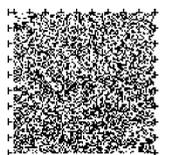
○障がいのある子どもと障がいのない子どもができるだけ同じ場で共に学ぶことを目指したインクルーシブ教育システム構築に向けた国の取組を踏まえつつ、一人ひとりの障がいの状態や教育的ニーズに応じた指導を提供できるよう、多様で柔軟な仕組づくりを進めていきます。

！ 重点取組

◆一人ひとりが学び育つための教育的支援の充実
 発達に障がいがあるなどの特別な教育的支援を必要とする児童生徒が、個々のもつ力を最大限に発揮できるよう、「サポートファイルさっぽろ」や、「学びのサポーター」の活用により、一人ひとりの障がいの状態や教育ニーズに応じた教育的支援の充実を図ります。

◆地域で学び育つための教育環境の整備（一部新規）
 特別な教育的支援を必要とする児童生徒が居住する身近な地域において適切な支援を受けられることができるよう、特別支援学級（⇒192ページ参照）や通級指導教室（⇒193ページ参照）の整備を推進します。

また、市立高校における通級指導の導入について検討します。

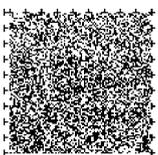


基本施策 4 成人期への移行支援

- ハローワークなどの関係機関との連携の下、卒業後、就労につながるための支援の充実を図ります。
- 卒業後も地域で安心して生活することができるよう、福祉サービスの利用につなげるなど、相談支援体制の充実を図ります。
- 卒業後も社会生活によりよく対応できるよう、学びの機会や学びの場の充実について検討します。

重点取組

- ◆市立高等支援学校における教育の充実
市立高等支援学校において、就労促進を図るための教育内容の見直し等について検討を進めます。
また、2017年(平成29年)に新たに開設した市立札幌みなみの杜高等支援学校と、市立札幌豊明高等支援学校が相互に連携し、共同学習等による就労支援体制の充実を図るよう努めます。



施策分野4 雇用・就労の促進

<現状と課題>

障がい者雇用の促進に向けては、国の障がい者雇用施策を中心に、関係機関が連携して取り組む必要があります。

障がいのある人が当たり前のように、企業等に対する障がい者雇用についての情報提供の充実や、理解促進を図るなど、雇用の場の確保に向けた取組が求められています。

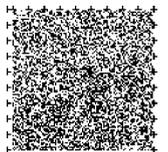
また、就労後に発生する生活面の課題等にも対応できるよう、事業所や家族との連絡調整等の支援が必要となっています。

引き続き、就労支援事業所などの福祉的就労の場の充実や、工賃水準の向上が求められています。

<2016年度障がい児者実態等調査から>

仕事を続ける(あるいは始める)うえで必要なこと

- ・自分に合った仕事や働く場を見つけてくれるところがある
(障がい者調査 39.9%、難病患者調査 38.9%)
- ・勤務時間が調整できる
(障がい者調査 29.7%、難病患者調査 45.4%)
- ・職場で仕事がしやすいよう支援してくれる
(障がい者調査 28.6%、難病患者調査 29.6%)



基本方針

基本方針 1 障がいのある人それぞれに合った就労支援に、雇用・福祉・教育等の関係機関と連携して取り組み、支援の充実・強化を図ります。

基本方針 2 障がいのある人の一般就労への移行を推進し、雇用の定着を図るほか、福祉的就労への支援を充実させ、工賃水準の向上を図ります。

基本施策

基本施策 1 個々のニーズに対応した就労相談支援体制の充実

基本施策 2 雇用の場の拡充（一般就労、福祉的就労）

基本施策 3 障がいのある人の一般就労の推進

基本施策 4 福祉的就労における工賃向上

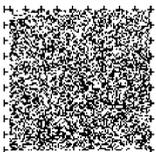
基本施策 1 個々のニーズに対応した就労相談支援体制の充実

○障がい者雇用を推進する国などの関係機関と連携し、障がいのある人の雇用促進に向けた相談支援体制の充実を図ります。

重点取組

◆就労相談支援体制の充実（障がい者就業・生活相談支援事業）

障がいのある人の雇用の促進と就労の安定を図るため、就業や



日常生活の支援を行うとともに、ハローワーク等の関係機関と連携して、「ジョブサポーター」や支援員による雇用促進・職場定着支援を図ります。

◆ 障がい者就業支援事業

国との共催により、障がい者就職面接会を開催し、より多くの企業との情報交換の場を提供することにより、障がいのある人の就職活動を支援し、雇用促進を図ります。

基本施策 2 雇用の場の拡充（一般就労、福祉的就労）

○ 国の障がい者雇用施策と連携し、障がいのある人の雇用の場の確保に努め、就職や職場定着のための支援の充実を図ります。

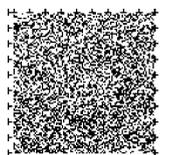
○ 札幌市においても率先して障がいのある人の雇用に努め、障がいのある人の一般就労へのステップアップを支援します。

！ 重点取組

◆ 障がい者協働事業

障がいのある人を5人以上雇用し、他の従業者からサポートを受けながら共に働くことにより、事業としての収益性を確保しつつ、障がいのある人の継続した雇用の場となる「障がい者協働事業」を行う事業所等に対して、その運営経費の補助を行います。

なお、札幌市役所、白石区複合庁舎、札幌市社会福祉総合センター及び中央図書館のロビーに設置している「元気カフェ（⇒193ページ参照）」は、この事業を活用して運営しています。



◆ **地域活動支援センター** (⇒194ページ参照)(就労者支援型)の運営
一般就労した障がいのある人に対し、仕事上の悩みや私生活に
関する悩みの相談を受けるほか、利用者同士の交流の場を提供す
ることにより、一般就労後の生活について総合的に支援を行います。

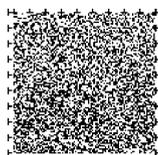
◆ **就労支援サービスの円滑な提供** (一部新規)
障害者総合支援法に基づき、一般企業等への就労を希望する方
や一般企業等での就労が困難な人に、知識及び能力の向上のため
の必要な訓練を行う就労支援サービスを円滑に提供します。
また、新たに設けられた就労定着支援サービスについても同様
に円滑な提供に努めていきます(⇒123ページ参照)。

◆ **チャレンジ雇用制度の実施** (新規)
札幌市役所内で、新たに知的障がいのある人や精神障がいのある
人を非常勤職員として雇用する枠を設け、市役所での勤務経験
等をもとに、一般就労へのステップアップを後押しします。

基本施策3 障がいのある人の一般就労の推進

○ 障害者総合支援法に基づく就労移行支援サービスのほか、札幌市
独自の取組により、障がいのある人の一般就労への移行を推進しま
す。

○ 障がいのある人の職場実習等の機会の充実を図ります。





じゅうてんとりくみ 重点取組

◆障がい者の就労・雇用に対する理解促進

障がいのある人の一般就労の機会を確保し、職場定着率を高めるために、障がいのある人、福祉サービス事業所（特に就労支援系）、民間企業等に対して、障がい者元気スキルアップ事業や自立支援協議会（就労支援推進部会）の活動を通して、より充実した企業向けセミナーを行うなど、障がい者雇用に対する理解促進を図ります。

◆就労に向けた訓練・資格取得

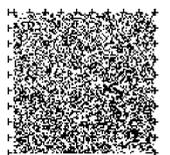
札幌市が、市内の特別支援学校の生徒等を受け入れて、介護職員養成のための訓練・実習の機会を設け、就労に向けた支援を行います。

◆障がい者就業体験事業

就労移行支援事業所等で就労訓練を受けている障がいのある人が、一般企業においても就業体験をすることにより、実際に働く経験を就職活動に役立てるとともに、企業側に対しても、障がいのある人の受入れにより、障がい者雇用について考えるきっかけを提供することで、障がいのある人の一般就労を推進します。

基本施策 4 福祉的就労における工賃向上

○障害者総合支援法が定める就労支援サービスのほか、元気ショップの運営等の札幌市独自の取組により、障がい者施設（福祉的就労）における工賃の向上を図ります。



！ 重点取組

◆ 製品の販路拡大支援

地域活動支援センター、地域共同作業所（⇒194ページ参照）などの運営強化を図るために、製品のレベルアップや運営面に対する指導等を行います。

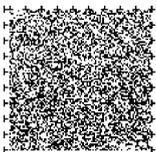
また、障がいのある人が施設等でつくった製品を販売する常設店舗として「元気ショップ」を運営し、製品の購入を通じた市民の障がいに対する理解促進や、障がいのある人の工賃の増額を目指します。

◆ 発注機会の拡充、受注調整支援（元気ジョブアウトソーシングセンター運営事業）

障がい者施設等で行っている清掃・印刷などの役務提供サービスや封かんなどの軽作業について、民間企業等への営業や、各施設への受注調整等を行うセンターを運営し、障がいのある人の工賃向上を目指します。

◆ 障がい者施設等からの優先調達の推進

障害者優先調達推進法に基づいて、札幌市における障がい者施設等からの調達方針を毎年度策定し、庁内の各部局において調達を推進します。



施策分野5 スポーツ・文化等の振興

<現状と課題>

障がいのある人が、自らの意思と選択によって、ライフステージや、それぞれの興味・関心、生活領域に応じ、様々な活動や学習を続けていくことが重要です。

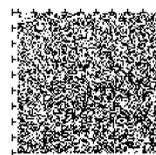
障がいのある人がスポーツや文化芸術活動等を行う際には、必要となる配慮や支援等が提供される環境の整備が求められます。また、活動を通じて、障がいのある人と障がいのない人が交流し、障がいのある人に対する理解を深めることが重要です。

特に、障がい者スポーツについては、2020東京オリンピック・パラリンピックの開催が決定し、冬季オリンピック・パラリンピックの招致を表明した札幌市においても、この機を捉え、障がい者スポーツの普及促進に取り組んでいく必要があります。

基本方針

基本方針1 スポーツや文化芸術活動等を通じて、障がいのある人と障がいのない人との交流の機会を提供し、障がいのある人に対する理解促進を図ります。

基本方針2 障がい者スポーツ、障がい者の文化芸術活動を支援し、障がいのある人の体力の増強や交流、余暇の充実に努めることで、心豊かな地域生活を支援します。



基本施策

基本施策1 スポーツ・文化芸術活動・生涯学習活動に対する支援

基本施策1 スポーツ・文化芸術活動・生涯学習活動に対する支援

○障がいのある人がスポーツや文化芸術活動に気軽に参加できるように、施設のバリアフリー化や活動機会の充実に努めます。

重点取組

◆既存体育施設のバリアフリー化の推進

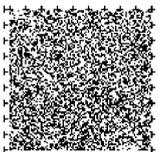
障がいのある人が広く気軽にスポーツ施設を利用できるようにするため、オストメイト対応トイレの設置や点字ブロックの敷設など、既存の体育施設の保全改修に併せて、バリアフリー化による改善を進めます。

◆障がい者スポーツの振興

障がい者スポーツの体験会や、スポーツ教室を開催し、障がい者スポーツの普及・振興を促進します。

◆障がい者スポーツ大会の開催

札幌市障がい者スポーツ大会を開催し、障がいのある人がスポーツを通じて体力の向上や自立への意欲を高め、スポーツの楽しさを体験するとともに、障がいのある人に対する市民の理解の促進を図ります。



◆^{がくしゅう きかい ていきょう しみん か れ っ じ} 学習機会の提供 (さっぽろ市民カレッジ)

^{しみん じ こけいはつ い し えん がくしゅう} 市民の自己啓発や生きがいづくりを支援するとともに、学習した
^{せい か ちいきしゃかい はってん め ぎ しょうがいがく} 成果を地域社会の発展などにつなげることを目指して、生涯学
^{しゅうせんたー きよてん しみん たよう がくしゅう に ー す たいおう がく} 習センターを拠点として、市民の多様な学習ニーズに対応する学
^{しゅうきかい ていきょう とうがい じぎょう なか しゃかい ぎのう こうじょうとう し} 習機会を提供します。当該事業の中で、社会技能の向上等に資す
^{こうぎ かいこう しょう ひと ふく だれ きがる さんか} る講座を開講し、障がいのある人も含め、誰もが気軽に参加でき
^{がくしゅう かつどう きかい じゅうじつ はか} る学習・活動機会の充実を図ります。

◆^{しょう ひと どうかしよ し えん すいしん} 障がいのある人への読書支援の推進

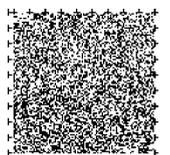
^{しんたいしょう はったつしょう さまざま しょう ひと どうかしよ} 身体障がいや発達障がいなど、様々な障がいのある人への読書
^{し えん りよう としよかん すす} 支援や、利用しやすい図書館づくりを進めます。

◆^{ち てきしょう しゃ せいじんがつきゅう じぎょう} 知的障がい者のための成人学級事業

^{とくべつ し えんがっこう しゅうりょう ち てきしょう ひと しゃかいせいかつ} 特別支援学校等を修了した知的障がいのある人が社会生活に
^{たいおう しゅうだんせいかつ たいけん ば とお た がつきゅう} よりよく対応できるよう、集団生活や体験の場を通して、他の学級
^{せいとう こうりゅう こうきょうまな ー す ぽー つ ちようり じっせいかつ} 生等と交流しながら、公共マナーやスポーツ、調理などの実生活
^{そく がくしゅう おこな} に即した学習を行います。

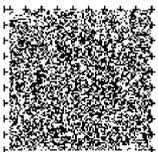
◆^{とくべつ し えんがっこう ちいきれんけい じぎょう} 特別支援学校・地域連携事業

^{がっこう きゅうぎょう び とくべつ し えんがっこう しせつ かつよう かくしゅぎょう じ} 学校の休業日に、特別支援学校の施設を活用した各種行事を
^{かいさい かくとくべつ し えんがっこう とくしよく い かつどう ちいきどう} 開催するなど、各特別支援学校の特色を生かした活動や地域等と
^{こうりゅう おこな こ ちゅうしん がっこう ちいきどう れんけい はか} の交流を行い、子どもを中心とした学校と地域等との連携を図り
ます。



◆札幌市健康づくりセンターの利用促進

障がいのある人が健康づくりに取り組む機会を提供するため、
札幌市健康づくりセンターの利用を促すとともに、運動指導員や
理学療法士による健康づくりの支援を行います。



げんじょう か だい
<現状と課題>

ひがし に ほんだいしんさい くまもと し しん きょうくん ひ ごろ ぼうさいたいさく さい
 東日本大震災や熊本地震を教訓に、日頃からの防災対策や、災
 がい じ あんぜんたいさく かんしん たか しょう ひと
 害時の安全対策についての関心が高まっており、障がいのある人
 をはじめとした要配慮者（⇒194ページ参照）の避難支援の取組
 じゅうじつ ひつよう
 を充実させる必要があります。

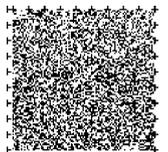
しょう ひと とう き かん あんしん せいかつ じよ
 また、障がいのある人が冬期間も安心して生活できるよう、除
 はいせつ とりくみ じゅうよう
 排雪などの取組も重要となります。

ち い き み ま も さ さ あ つう しょう
 さらに、地域の見守りや支え合いなどを通じて、障がいのある
 ひと こりつ ふせ かんきょう ひつよう
 人の孤立を防ぐ環境をつくる必要があります。

ねん ど しょう じ しゃじつたいとうちよう さ
<2016年度障がい児者実態等調査から>

ぼうさい かん ふ あん かん
 防災に関して不安に感じること

- ひ なん ば しょ せいかつ ふ あん
 ・ 避難場所でうまく生活できるか不安
 (障がい者調査 54.4%、障がい児調査 76.0%、難病患者調査 62.0%)
- い ち じ ひ なん ば しょ ふ く し ひ なん ば しょ どう て い ど せ つ び よ う い
 ・ 一次避難場所にも福祉避難場所と同程度の設備を用意してほしい
 (障がい者調査 45.9%、障がい児調査 58.6%、難病患者調査 57.4%)
- さいが い じ て だ す ひ と
 ・ 災害時に手助けしてくれる人がいない
 (障がい者調査 21.6%、障がい児調査 31.5%、難病患者調査 19.4%)



基本方針

基本方針 1 障がいのある人が地域で安全・安心な生活ができるよう、防災対策や災害時における要配慮者対策を推進します。

基本方針 2 障がいのある人が地域で孤立しないよう、地域の共助による重層的な見守り体制を構築します。

基本施策

基本施策 1 災害や雪に強いまちづくりの推進

基本施策 2 災害時における対応力の向上

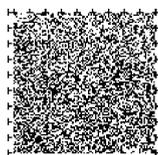
基本施策 3 地域における見守り活動の推進

基本施策 4 消費者被害の防止

基本施策 1 災害や雪に強いまちづくりの推進

○障がいのある人を含め、市民の生命や財産を守り、災害に強いまちづくりをすすめ、大災害にも対応する防災体制の確立を目指します。

○冬期間も安心して生活を送れるよう、除排雪や福祉除雪など、雪対策の取組を促進します。



重点取組

◆社会福祉施設等の安全対策の推進

社会福祉施設における安全・安心を確保するため、消防局・保健福祉局・都市局の関係部局の連携のために策定した「社会福祉施設の情報連絡及び情報提供に係る連携要領」に基づき、施設情報の連絡や情報共有をすることで、社会福祉施設に対する安全対策の徹底を図ります。

◆住宅防火対策の推進

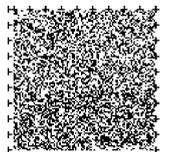
地域住民による火災訓練や、福祉事業者等の自衛消防訓練の機会に、住宅からの出火防止対策や、火災警報器の設置、維持管理等について情報提供するほか、地域の火災特性を踏まえた広報を実施するなど、市民や関連事業者等と情報共有を図ります。

◆冬のみちづくりプランの推進

市民・企業等との協働の推進、多様なソフト施策の導入、施策の選択と集中によるメリハリをつけた事業の展開を基本方針として、障がいのある人も安心して生活を送れるよう、雪対策を推進します。身近な取組の一例としては、凍結防止剤等の散布、砂箱の設置、砂入りペットボトルの作成・配置などを行います。

◆福祉除雪の実施

自力で除雪が困難な一戸建て住宅の高齢者や障がいのある人の世帯を対象に、地域の協力を得ながら間口部分等の除雪を支援します。



基本施策2 災害時における対応力の向上

- 災害時における、障がいのある人などへの避難支援に関する仕組みづくりを促進します。
- 避難場所の、バリアフリー化や、静かに過ごすことのできる空間の確保など、障がいのある人に配慮した環境の整備を進めます。
- 災害発生時や避難場所において、様々な障がい特性に応じた配慮や支援ができるよう、障がいのある人への理解促進を図ります。

重点取組

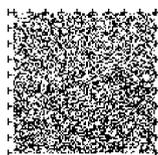
◆災害時における避難支援の仕組みづくり

「札幌市要配慮者避難支援ガイドライン」及び「災害時支えあいハンドブック」に基づき、災害時に自力では避難できない障がいのある人や高齢の人たちの手助けを地域が主体となって実施する仕組みづくりを推進します。

また、災害時の避難に特に手助けが必要な人たち(避難行動要支援者)の名簿を作成し、災害の発生に備えて、普段から避難支援に取り組む地域の団体に対し、名簿の提供を行います。

◆避難場所の環境整備の推進

「札幌市避難場所基本計画」に基づき、市立小中学校の大規模改修・改築に併せて、車いす対応トイレの設置を行うなど、避難場所の環境整備を推進します。



◆ 障がいのある人の避難訓練等への参加促進

災害時において、障がいのある人が自らできることや、周りの人が手助けできることなどを確認するため、障がいのある人に対し、地域で行われている避難訓練等への参加を促進します。

◆ 福祉避難場所の運営体制強化

障がいのある人や高齢の人など、一般の避難所での生活が困難な人たちのために、社会福祉施設等の福祉避難場所の拡充や人的体制の強化、制度周知などを行います。

◆ 誰もが住みやすいあんしんのまちコーディネーター事業の推進（新規）

災害時に障がいのある人たちの避難支援を行う町内会、自治会、地区社会福祉協議会（福祉のまち推進センター）等に対して、コーディネーターを派遣することで、実際に支援をする際の留意点や、避難行動要支援者とのマッチング、各避難行動要支援者の個別避難計画の作成等への助言等を行います。

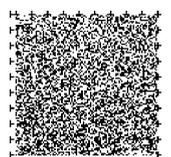
基本施策 3 地域における見守り活動の推進

○ 障がいのある人の地域における孤立を防ぐため、住民組織などによる地域福祉活動の充実を図ります。

！ 重点取組

◆ 知的障がいのある人の見守り事業

障害福祉サービス等を受けていない知的障がいのある人の現況を把握し、福祉ガイドを活用したサービス等の利用案内や、民



せい い いん など きょうりよく み まも かつどう じっし ち い き ふく し
生委員などと協力して見守り活動を実施することで、地域や福祉
さーびす との つな が り を 拡 大 ・ 強 化 す る と と も に、 研 修 等 を 通 じ て、
し み ん の 知 的 障 が い に 対 す る 理 解 を 深 め ま す。

◆ 企業などの連携推進

た よ う し ゃ か い し げ ん ち い き み ま も かつよう た く は い し ぎ ょ う し ゃ
多様な社会資源を地域の見守りに活用するため、宅配事業者な
ど の 見 守 り 協 定 の 締 結 を 推 進 し、 事 業 活 動 の 中 で 要 支 援 者 の 異
へ ん は っ け ん さ い か く に ん つ う ほ う た い せ い じ ゅ う じ つ は か
変を発見した際の確認・通報体制の充実を図ります。

基本施策 4 消費者被害の防止

し ょ う ひ と し ょ う ひ し ゃ ひ が い ほ う し か ん け い き か ん れ ん け い
○障がいのある人の消費者被害の防止のため、関係機関との連携に
そ う き は っ け ん そ う だ ん た い せ い じ ゅ う じ つ つ と
よる早期発見や、相談体制の充実に努めます。

! 重点取組

◆ 消費者被害防止ネットワーク事業

し ょ う ひ せ い かつ す い し ん い ん (⇒ 195 ページ 参 照) を 地 域 に 配 置 し、 関 係 機 関
し ょ う ひ せ い かつ さ ぽ - た - (⇒ 195 ページ 参 照) と の ネットワーク体
制により、高齢の人や障がいのある人の消費者被害の早期発見と
き ゅ う さ い み ぜん ほ う し は か
救済、未然防止を図ります。

◆ テレビ電話を活用した消費生活相談（再掲）

⇒ 52 ページ 参 照

